

北九州市立学校学校運営協議会運営要領

1 趣旨

この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び北九州市立学校学校運営協議会規則（令和2年北九州市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるとともに、協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬について定めるものとする。

2 委員の任命及び解任の手続

- (1) 規則第2条第2項に規定する対象学校の校長（園長を含む。以下「校長」という。）は、学校運営協議会委員推薦者一覧（別紙様式1）を毎年4月30日までに教育委員会に提出する。
- (2) 委員の推薦にあたっては、年齢、性別等の構成に配慮するよう努める。
- (3) 委員は、委嘱の際、学校運営協議会委員確認書（別紙様式2）の内容に同意し宣誓する。
- (4) 校長は、規則第3条第8項に定める報告をするときは、規則第3条第8項に定める報告について（別紙様式3）を教育委員会に提出する。

3 会議の運営および報告

- (1) 協議会は、会議の内容の要旨について、会議録（別紙様式4）を作成する。
- (2) 協議会は、毎年度、学校運営協議会運営状況報告書（別紙様式5）を作成し、教育委員会に提出する。

4 委員の報酬

- (1) 委員の報酬は、年額5,000円とする。ただし、業務として委員の職につく本市職員には支給しない。
- (2) その年度の勤務に係る報酬の4分の1を、6月、9月、12月および翌年の3月に支給する。
- (3) 委員が年の中途において就任又は退任した場合における報酬は、新任者については、就任した日の属する月から、退任者については、退任した日の属する月（3月を除く）まで、月割計算により支給する。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、任期満了により退任した委員が、退任した月又は年度において再任されたときは、引き続き在職したものとみなす。

5 その他

- (1) この要領で定める各様式で作成された文書の保存年限は5年とする。
- (2) 協議会は、規則第7条の意見を述べようとするときは、学校運営協議会意見書（別紙様式6）を、教育委員会学校教育部学校経営・教育指導課に提出する。
- (3) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、法令及び規則並びにその設置目的に反しない範囲において、協議会が定めることができる。

付 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。